

# 「中国特許出願から権利取得」におけるアドバイス

このレポートは、中国弁理士 王 礼華先生が日常業務(翻訳、出願手続き、OA 対応、審判対応、特許査定まで)の経験から得た様々な問題を述べております。中国特許出願に関する手引書の一助として、参考になれば幸いです。

## 1.中国弁理士 王礼華氏のプロフィール

中国弁理士、高級工士／工学碩士、北京科学技術大学大学院卒業。  
1988年中国国際貿易促進委員会特許商標事務所（CCPIT）に入所。日本からの中国特許出願の先駆者として活躍する。  
1995-1997年にはCCPIT駐日本工業所有権連絡所所長を努め、日本の大手企業からの信頼も厚い。

日系企業の案件を専門に特許出願・中間処理・審判・訴訟を多数扱い、実務経験は極めて豊富。担当者（発明者・知財スタッフ・日本特許弁理士）と直接面談をして「打ち合わせ、聞き取り、確認」を行う、「中国特許出願明細書作成方式」を日本で初めて実行。

1988年中国国際貿易促進委員会特許商標事務所(CCPIT)に入所。  
1990年代から日本からの中国特許出願の「先駆者」として活躍する。  
1995-1997年にはCCPIT駐日本工業所有権連絡所所長。  
1998年から2006年まで日本大手企業の知的財産部に所属。  
2007年に中国知的財産サービスセンター株式会社を設立。  
2011年から北京龍双利達知的財産権代理有限公司の社長に就任。  
2011年から北京龍双利達知的財産権代理有限公司の日本東京事務所所長を兼任。

## 2.中国特許翻訳の重要性

中国特許出願の目的は、企業の知的財産を保護することです。発明特許権保護範囲について、北京市高級人民法院が発行した「特許権侵害判断の問題に対する意見（試行）」があります。

「権利請求（クレーム）の内容を基準とする」、「明細書及び添付図面はクレームの解釈に用いることができる」、「特許の保護範囲を確定する場合、国家の権利付与機関が特許査定としたクレーム本文を基準とする」、又は既に法的効力が生じた復審決定、取消決定、無効決定で確定したクレーム本文を基準としなければならない」の内容が記載されています。

即ち、特許権侵害判断時には中国語クレーム本文が判断基準となります。従って、特許翻訳が正しいかどうかは、非常に重要なことです。

## 3.日本の知的財産を中国で保護するためには

1. 発明、知恵、製品等の知的資産を明確で誰にも伝わる平明な文章で「知的財産化（文書化）」しておくことです。
2. 知的財産化とは社内で「潜在化」している知的資産を文書で「顕在化」させる行為です。つまり言語で記述し、それを文書に定着させることで成り立っています。従って文書は明快で誤解されないように書かれていなければなりません。
3. 「イザ、有事」に役に立つ「説得力ある文書」は、論理的に展開される構成になっており、文章は“分かりやすく、分かりやすく”記述されていなければなりません。

## 4.「中国特許明細書翻訳」の現状

日本企業が中国特許出願をする際、中国語明細書の基礎となるものは、通常二つの種類があります。

一つは英語原稿で、例えばUS出願用あるいはEP出願用の英語原稿で、もう一つは日本語明細書です。英語原稿の場合、担当できる弁理士が多いですが、二重翻訳（日本語→英語→中国語）となりますので、誤訳確率が高くなります。そのうえ、日本語から直訳された日本特有の特許英語文章が含まれます。そのため意味不明の英語文章の翻訳を間違えることがあります。

更には中国特許制度及び明細書の書き方はアメリカ、EP諸国と差異があります。この英語原稿をそのまま中国語へ翻訳して出願すると、間違えた内容になる可能性が出ます。

できれば日本特許出願明細書を渡す方が好ましいですが、担当できる弁理士が圧倒的に少ないのが現実です。日本特許出願明細書の翻訳を外注している場合が多いようです。このような事情から明細書の内容について、中国現地事務所から日本のクライアントに問い合わせがくることなどは殆どできません。

## 5.「中国特許明細書翻訳」の問題点

1. 特定の大手事務所へ出願案件が集中しています。
2. 物理的に処理できる件数を超えている事務所もあります。
3. 日本語が堪能な特許翻訳者は、極めて不足しています。
4. 更に意味不明な日本語明細書も多く翻訳が困難となっています。
5. チェック体制の機能が働かず、御互いが「丸投げ状態」となっています。

多くの日本企業は、日本特許庁に申請した出願書類をそのまま中国語へ翻訳させています。問題を解決するには外国語へ翻訳しやすい明快な日本語で「日本特許出願明細書」を作成することが早道です。

英語型に近い日本語であれば、比較的理解はし易いです。いま私は、頂いた日本語を中国語へ翻訳しやすい日本語へ翻訳して、その原稿をもとに依頼者の確認を得るようにしています。つまり「日⇄日翻訳」をしているわけです。

## 6.中国特許出願での注意事項

1. 拒絶理由通知の内容が、翻訳ミスに起因したものであることが多いです。
2. 中間処理手続き（O A対応）の都度、余計なコストがかかります。
3. 「補正」は当然ながら新規事項の追加ができません。（中国特許法 33 条）
4. しかも、中国の新規事項追加（33 条違反）の判断は、かなり厳格です。
5. 最終的に、権利範囲は減縮を重ね、弱い特許となります。

その結果、仮に登録になったとしても、いざというときに権利行使ができない可能性が高まります。

技術内容が理解でき、日本語が理解できる、しかも中国特許明細書を中国の規定に従って作成できる能力の高い中国弁理士の確保が、中国への特許出願時のポイントとなります。

## 7.日本企業の留意事項:(1)

1. 前記説明のように、英語原稿は二重翻訳などの原因で誤訳確率が高いです。やむを得ない場合、英語原稿のほか、参考として対応する日本語明細書も提供した方が良いです。
2. 通常、現地代理人は、提供された原稿に基づき中国語明細書を作成します。翻訳の元となる日本語明細書の質が良いかどうか、非常に重要です。従って、まず、日本語明細書を論理的に記述して翻訳者が誤解なく理解できる「文章力」をアップさせる必要があります。
3. 前記説明のように、特許権侵害判断時は中国語クレームが判断基準となりますので、重要な特許出願については、現地事務所が作成した中国語明細書を提出する前に、そのクレームの内容をチェックすることをお勧めします。

## 8.日本企業の留意事項:(2)

4. 中国特許を出願する際、現地事務所に、その出願の翻訳者、担当弁理士等の情報を明記してもらうことです。これにより、担当弁理士に責任感を与え、質の向上を図れる可能性があります。
5. 新しい技術用語については、定義をしたり、英語を付けたたりした方が、より正確に翻訳されやすいです。
6. 前記説明のように、日本語のできる弁理士が非常に不足していますので、優先権期限等の間近になって依頼すると、スケジュール調整が難しく誤訳確率が高まります。依頼する際は、時間的に余裕をもった方が好ましいです。

## 9.中間処理手続き(OA)で問われる弁理士の力量

中国語の拒絶理由通知書を日本語に訳すことは、相応のスキルが必要です。一般の翻訳者では日本語の表現が、どうしても不適切となります。その不適切な訳文を日本の担当者が「精査検討」しても、中国審査官の真意を理解することはできません。審査官が求めている内容は、拒絶理由通知書の中国語原文の正確な和訳を確認して判断する必要があります。

さらに悲惨なケースでは・・・

中国の現地事務所が、自らの誤訳に起因した拒絶理由であることを隠蔽するために、都合の悪い部分には一切触れずに翻訳・コメントを送りつけてくる悪質なケースも稀にあるようです。

## 10.中間処理手続き(OA)での注意事項:(1)

1. 中国特許庁から現地事務所を通じて様々な通知がクライアントへ来ます。しかしこの通知の内容が正確に伝わらず、問題を余計に大きくする可能性があります。
2. 審査官からの通知内容を正確に把握することが重要です。拒絶理由通知書などは正確に和訳することが重要です。
3. 応答期間が短いと的確な対応ができません、現地事務所からの連絡は早めに貰うことが重要です。(レスポンスの遅い事務所には注意しましょう)
4. 現地事務所と出願人側との正確なやりとりが極めて重要です。しかし、多くの現地事務所は技術的背景を持たない翻訳者や事務方が対応している場合もあります。

## 11.中間処理手続き(OA)での注意事項:(2)

5. コミュニケーション手段は日本語か英語か、それをハッキリさせておくことです。中途半端はお互いが都合よく解釈する危険性があります。
6. 中国弁理士と日本出願人側とのやりとりは日本語が最良の方法です。
7. 現地事務所が作成した「応答案」等に対して出願人側が「OK」を出せば、現地事務所の責任は回避されます。中国語がよくわからないからといって「丸投げ」は危険です。
8. 出願時に担当してくれた現地代理人が最後まで面倒をみるのが理想です。しかし現地代理人は、優秀であるほど事務所間の転籍が多いこともあり、最後まで面倒をみってくれるケースは少ないのが実情です。

## 12.中間処理手続き(OA)で本当にあった笑い話

中国の審査官が一体何を指摘しており、どう対応すれば良いのか？これがよくわかっていないと、こんな笑い話になります。

(例) AはBを含む、BはCを含むとはどんな意味ですか？

「どういう意味と言われても、AはBを含んでいるのですが・・・」と、困惑しますよね。「Bを備えるA」という意味で、「Bを含むA」という日本語表現が使われることがあります。

中国人翻訳者が「含む」という単語を中国語に翻訳する場合、中国では「含む」ということは「隠れている」状態と同じ意味を持ちますので、「含む」という単語だけを見て「隠れている」の意味をも併せ持つ「隠含」に翻訳する場合があります。

そして、「Bを含むA」が「A隠含B」と翻訳されて、出願していたとします。すると、審査官から「AはBを含む、BはCを含むとはどんな意味ですか？」という審査意見が来ることになります。

現地事務所からは「何を隠しているのですか、教えてください」ということになりかねません。そして、「私は何も隠していないから、そう伝えて欲しい！！」ということになります。これではお互いが噛み合うことはありません。

### 13.「正確、完璧」に翻訳する中国特許翻訳者が持つ条件

- 技術的なバックグラウンドを有していること、
- 専門外でも説明を受ければ理解ができること、
- 中国特許法を熟知していること、（中国特有のルール）
- 理解が難しい「日本特許出願明細書」を読解できること、
- 論理的思考が身についていること、
- 文章力があり、技術を的確に表現できる能力があること、
- 「一語一句」の過ちを犯さぬという責任感があること、
- 仕事に対して誠実で、人間が正直であること、
- 新しい技術に興味があり、学ぶ意欲があること、
- 「中一日一英」のバイリンガルであること、
- 質問力を備え、聞きだし上手であること、
- クリエイティブであること、などです。



## 結び：明細書のチェックポイントと中国弁理士としての御提案

### 特許明細書のチェックポイント

1. 発明の本質を掴んでいるか、技術を多面的に把握されているか、
2. クレーム、明細書、図面の整合性が取れ、矛盾がないか、
3. 発明を展開させ、バリエーションに富んでいるか
4. 「広くて、強固なクレーム」の塀が構築されているか、
5. 中国特許法に合っているか、
6. 担当者（発明者）との打ち合わせ結果が反映されているか、
7. 法改正に対してリアルタイムに反映されているか、等です。

### 中国弁理士としての御提案

1. 日本語から中国語へ翻訳（ただし翻訳者の技量に左右されます）し、その中国語から英語への翻訳も一つの方法です。この英語翻訳文を原本にして欧米やアジア諸国へ出願すれば、誤訳リスクは低減されます。即ち世界と互換性ある特許明細書が実現します。
2. 台湾への特許出願と中国出願を一つの窓口にして、出願依頼することを奨めます。翻訳コストの削減だけでなく、中国、台湾の弁理士が協業することで「翻訳品質」及び「OA対応」の質が「グ～ン」と高まります。
3. 中国特許出願で最も重要なクレームづくり、明細書の作文、中間処理手続きなどを、現地代理人事務所へ、丸投げすることは絶対に避けるべきです。必ずチェックすることです。例え権利が（減縮を重ねて）取得できたとしても、いざ権利を行使する際に異なった権利主唱、極端に狭い権利範囲、ということでは意味がありません。もちろん、誤訳や翻訳抜けがあったのでは、折角の出願費用も無駄になります。できれば日本で技術打ち合わせをして中国特許明細書を作成することをお勧めします。

## 中国人技術者(工学博士)からの意見

日本アイアール知的財産活用研究所が指摘されていること、心配になり自分なりに中国語特許明細書の内容について検証しました。読んでみた結果（意味不明で解読不可能もあります）、驚愕でした。

1. 中国企業より出された特許はわかり易い中国語で書かれており、すらすら読めて意味も分かります。（下記の追加事項も参考にしてください）

2. 欧米企業より出された特許は、翻訳に起因してやや分かりにくい表現になっている中国文がところどころあります。しかし、書かれた中国文をゆっくり読んだら内容の解読はできます。欧米人の特性でしょうか、隠したいノウハウなどの表現には苦労している様子が読み取れる特許明細書も中にありました。しかし特許になるように尤もらしく書かれていました。

3. 日本企業より出された特許は読んでみて（読めませんでした  
が・・・）、驚きました。日本語と中国語の文法がかなり異なるためか、書かれた中国語の文面をいくら読んでも理解に苦しむ記載（明らかな誤訳や意味不明もあります）が散見されました。確かに、日本語に翻訳（無理やり日本語に戻すりバーズ翻訳？）すれば分からなくもない文章になります。

しかしどう考えても、日本語のスキルが低い、または技術を全く知らない翻訳者が翻訳していると思われます。本当に惨憺たる状況です。日本企業の知財部さん、特許事務所さんは一体、何を考えているのでしょうか？不思議でたまりません。

**追記事項：**中国のみ出願している特許、特に実用新案の文面はわかり難いのがあります。国土が広く多民族が使う言語の問題、また特許明細書の知識が無い、ということで自由に書かれているようです。因みにこれらの文章を日本語に訳すのは難しいです（T. Y）。

# 「中国人特許翻訳者」からの意見

## 1.はじめに: 中国人にとって、理解が難しい日本語表現例

例えば「介して」は、場合によって「経由（～を經由して）」、または「隔着（～を隔てて）」と翻訳することができる。ある動作が実行される場合に用いられる方法、または部材を強調する場合には「經由」と翻訳したほうがより適切であるのに対し、二つの部材の間に別の部材があるような位置関係を強調したい場合は「隔着」と翻訳したほうが良いといえる。(NIPTA 2013年10月号から引用)

## 1.中国特許翻訳者の本音

翻訳者は、預かった原稿を勝手に変えることはできません。理解が出来なくても、間違っているとしても、原文に対して忠実に翻訳するのが翻訳者の役目です。もちろん、翻訳結果は、誤訳を含んだ意味不明な欠陥文章となります。

日本特許出願明細書からの中国語翻訳は、いくら悩んでも、品質の良い翻訳は無理です。悩むのは無駄ですから私は悩まないでスイスイと翻訳作業を進めていきます。忠実翻訳の結果ですから、意味不明な翻訳になっても責任は問われませんので気が楽です。

でも、不思議です、クライアントさんも悩んでいません。自分達の日本語が他言語へ変換できると信じているようで、責任は翻訳者へ押し付けています。誤訳が起こりにくくするための改善意欲は全く感じられません。(S. T)

## 2.誰が責任を取るのでしょうか？

中国特許事務所へ責任を押し付けても、それは 100%無理な話です。「翻訳をしました、何か問題があれば、ご指摘ください」と確認をしているのに、ノーチェックで「OK」と、やれば、それは「没問題」で、一件落着です。

今後は中間処理の手続きが増えていきますが、実質的に翻訳のミス（もしくは日本語の原文自体がおかしい）に起因した拒絶理由も多く発生しています。そのために余分な費用が掛かります。更に、たとえ権利は取れても、権利範囲は減縮されます。

結局は権利行使不能な、超高額な「紙クズ」の完成です。この責任は誰が取るのでしょうか？（K. O）。

## 3.不思議でならない、ノーテンキな日本人

日本語の特許出願明細書を渡して翻訳を依頼することになりますが、中国の特許事務所から何か質問が来ますか？

日本人が読んでも理解できない意味不明な文章を、彼らが全て理解できると思えません。それにも拘らず、何も質問が来ない。これを不思議と思わない日本人は、もっと「不思議」です。

中国で特許を取得して権利行使する必要はなく、自分達の発明・技術を無償で中国へ伝えたいだけでしょうか？（S. T）。

## 「中国知的財産サービスセンター」のビジネスモデルを紹介します

1. 現在の中国出願ルートの変更が難しいクライアントには、「中国特許・実用新案明細書」の作成だけでも引き受けます。
2. 中国弁理士が日本で、発明者と打ち合わせしながら「中国特許・実用新案明細書」を作ります。
3. 中国特許庁への出願手続きは、北京龍双利達知的財産権代理会社が責任を持って行います。
4. 中間処理手続きも含めて登録まで「納得対応」「責任対応」します。
5. 中国特許法改正に対してリアルタイムで対応しています。
6. 北京龍双利達知的財産権代理会社は、知財係争の経験が豊富なベテラン弁護士・弁理士がいますので「知財係争」も相談してください。
7. コミュニケーション不足によるトラブル、意に沿わない翻訳による翻訳修正のコストが激減します。
8. 各段階（特に中間処理）で、的確な対応がとれるますので、トータルで劇的なコストダウンが実現できます。
9. 中間処理の費用は時間カウントでなく、「書式的問題」、「実質的問題」に分け、それぞれの難易度レベル（1-3）での定額制にしていますので予算もたてやすいです。
10. 常駐していますので何時でも相談が受けられます。

## 発明届書から「中国特許・実用新案明細書」を作成

従来、日本企業による外国特許出願は、日本国内出願（もしくは日本語の PCT 出願）をベースとして、日本語明細書を出願対象国の言語に翻訳したうえで、その対象国へ出願するという流れが一般的でした。

日本企業であっても、特定の外国でのみ実施する技術について日本に出願する必要はありません。日本国内に出願しない発明を、外国出願するために「わざわざ」日本語原稿（日本特許出願明細書と殆ど同じ）を作成しているとすれば、その手間をかける作成コストは無駄です。

外国出願の中でも、多くの日本企業にとって重要性の高い出願国が中国です。以下のような理由から、日本国への出願無し（優先権主張無し）で中国に出願したいというニーズが増えています。

1. 中国市場向けに特化した製品を扱っている。
2. 成熟した技術のため日本に出願する意義は少ないが、中国ではまだ価値がある。
3. 中国が模倣品や改良品の発生源となることが多く、現実的に権利行使を想定しておく必要がある。
4. 中国での知財係争に備えて、敢えて「実用新案出願」を戦略的に活用したいと考えている。

このようなニーズにお応えすべく「中国知財産サービスセンター」では熟練(老師)の中国弁理士が、日本国内で直接中国語明細書を作成して中国へ出願するサービスを提供しています。

因みにアジア新興国への出願は、この中国語明細書から出願国へ翻訳も可能です。アジア新興国には中国語ができる弁理士がいます。